平成２３年（フ）第１２３６号
東京都小平市大沼町１丁目128番地の１都営大沼町１丁目アパート16―701号
債務者　寺本　和弘
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０８５号
東京都府中市四谷６丁目５番地の10
債務者　田賀　弘一
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２６１号
東京都八王子市台町２丁目22番15号第２ミネマンション202号
債務者　川城　厚子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２４７２号
横浜市瀬谷区瀬谷町4131番地16　愛成苑
債務者　大竹　和夫
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４７３号
横浜市中区新山下３丁目15番１―423号
債務者　大竹　仲子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第９９０号
大阪府大阪市住之江区南港中３丁目３番32―803号
破産者　有限会社システムクオーク
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
山形県西村山郡朝日町大字宮宿字清水600番地11
破産者　有限会社大井建設
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６９号
山形県西村山郡朝日町大字宮宿600―11
破産者　有限会社アグネット
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７３号
川崎市中原区上平間673番地
破産者　株式会社富士化学研究所
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３０４号
名古屋市西区新道１丁目23番29号
破産者　株式会社アチーブデザイン
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０５８号
名古屋市名東区香流１丁目101番地
破産者　株式会社髙木造園
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６９号
三重県桑名市長島町福吉268番地７　ナイスケアふくよし311号、前住所三重県桑名市長島町杉江571番地
破産者　山田　俊光
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
三重県四日市市采女が丘１丁目167番地
破産者　株式会社ＣＪ
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第９３７９号
大阪府枚方市茄子作北町67番９号
破産者　有限会社宮本工務店
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１５３号
大阪府吹田市尺谷15番13号
破産者　株式会社ケーワイネット
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３６６号
大阪市北区西天満５丁目６番10号富田町パークビル６Ｆ
破産者　株式会社キナン技研
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４０８号
大阪市淀川区木川東３丁目６番20号第五丸善ビル７階
破産者　株式会社ビンズ・コーポレーション
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５０９号
大阪市東住吉区鷹合４丁目12番14号
破産者　有限会社峰建設
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１２５０号
堺市中区深井清水町3535番地
破産者　株式会社拓榮工業
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係